

蔣士銓の戲曲制作と文字獄

はじめに

本稿は、清代文人の戲曲制作と文字獄との關連について、蔣士銓の事例を通して具體的に分析しつつ、明らかにしようとするものである。

これまでの清代戲曲史研究は、明から清へと時代が降るにつれ、戲曲が宗族や地域社會の結束の一手段として、益々盛況を迎えるに至ったことを明らかにしてきた。さらに、清代の乾隆・嘉慶・道光年間、いわゆる清代中葉までの戲曲の實情は、讀書人階層が崑山腔を偏好してゆくのに對して、庶民階層は、明代には弋陽腔や餘姚腔を、清代には京腔・秦腔・梆子腔を嗜好したこと、また、崑曲の折子戲の發展や花部の隆盛につれて、清代乾隆期における戲曲は、益々庶民の生活に密着した存在となっていたことが明らかにされた。

ところで、清代に文人統制政策の一環として實施された「禁書」について、岡本さえ氏は、乾隆期の文字獄や禁書といった統制が、文人の自由な文筆活動を拘束するものとして、文人層に大きな影響を及ぼしていたことを明らかにされた。岡本氏の指摘は、従来の清代の文學界について、乾隆期に隆盛を迎えたとする通説とは逆に、乾隆期の政

治的統制が文人の心象に暗い影を落としていた側面に注意を喚起するものとして重要である。それに關して、陸萼庭氏の研究には、戲曲の發展と文字獄との關わりを示唆する記述はあるものの、その實態が如何なるものであったのかという具體的な内容までは論じられていない。

以上の研究情況を踏まえ、本稿は、乾隆時代の著名な文人蔣士銓を取り上げ、彼の戲曲作品『第二碑』の制作の経緯とその内容を、當時の文字獄との關連において考察するものである。

従来の蔣士銓研究は、その作品の特徴として「忠孝節義」を提唱する傾向が見られることを明らかにし、以て清朝政權の思想的代辯者として、彼を文學史上に位置づけてきた。それについて、熊澄宇氏は、蔣士銓が乾隆帝に不満を有しながらも、文學作品上では、その治世を稱賛するという二面性があったことを論述されている。熊氏の指摘は、蔣士銓の戲曲制作の淵源を探る上で重要なものではあるが、熊氏は、その二面性を傳統的な儒教倫理の繼承とその束縛とに求めており、當該時期における政治的影響や文學風潮といった觀點からの考察までには及んでいない。文人への思想的彈壓としての文字獄と、その文人の文學活動に與えた影響との關連性とは、乾隆期の戲曲制作を説明する

上で重要であると思われる。ところが、管見の限りでは、蔣士銓研究に關する限り、未だ右の點については、具體的な説明がなされていないのである。

そこで、本稿では、乾隆期の代表的な劇作家蔣士銓の戯曲制作と文字獄との關係に焦點を絞り、二人の交遊關係を説明すると共に、彭家屏の文字獄が蔣士銓の文學活動に與えた影響を検討することによって、清代文學史における蔣士銓の戯曲制作の實態を考察したい。さらに、それを通して清代中期の文字獄と戯曲制作の實情を明らかにしたい。

一 蔣士銓と彭家との交遊關係

彭家屏は、字は樂君、一族はもと江西吉安府廬陵縣に居住していたが、後に河南歸德府夏邑縣に遷住した。康熙六十年（一七二一）に進士に及第し、刑部主事を以て起家し、その後、江西・雲南・江蘇の布政使（財務長官）を歴任した。彭家屏が蔣士銓と面識を持ったのは、彼の江西布政使任官時である。彭家屏の江西における治績について、光緒『江西通志』には、賢良の官吏として高く評價されている。しかし、後述する様に、彭家屏は、乾隆二十二年（一七五七）に文字獄によって自害に追い込まれることになる。

この彭家屏と蔣士銓との間には、どのような交遊關係があったのであろうか。蔣士銓の『清容居士行年錄』に見える彭家屏について觸れた最初の記述としては、その乾隆十一年（一七四六）の條に、

其年冬、受知於方伯彭青原先生、每相見、則呼曰蔣秀才。

其の年の冬、知を方伯彭青原先生に受け、相ひ見ゆる毎に、則ち呼んで蔣秀才と曰ふ。

とあり、恐らく二人の交遊は、このころから始まったことがわかる。

そして、蔣士銓は、乾隆十三年（一七四八）の科擧に落第し、極貧の狀況に置かれていたが、同じく『清容居士行年錄』の乾隆十五年（一七五〇）の條に、

元旦之夕、甕米糲五斗、生計茫如。翼日、鄱陽令黃穫村遣吏、持南昌令顧公錫鬯書至。發視之、則以彭方伯薦、招充邑志總纂也。元旦の夕、甕米は糲かに五斗のみ、生計は茫如たり。翼日、鄱陽令黃穫村、吏を遣わし、南昌令顧公錫鬯の書を持して至る。發きてこれを視れば、則ち彭方伯の薦を以て、邑志總纂に招充さるるなり。

とあり、彭家屏は、蔣士銓に江西『南昌縣志』の編纂事業への參與を勧め、これによって、さらに親交が深まったようである。また、袁枚の『隨園詩話』卷八には、

錢文端公、庚午典江西試。…索藩司彭公家屏贈詩。彭方有劇務、幕中客擬數首、不稱公意。遣吏飛馬請蔣若生來。蔣方與友飲酒肆、戀不肯行。吏敦促至再、扶鞭上馬。比至、則促召之使曰四輩矣。…蔣笑曰、某不知公有此急也。濡筆立題一絕云、榜頭題處笑開眉、六十年來鬢若絲。官燭兩行人第一、夜闌回憶抱孫時。彭公得詩狂喜、復酌若生、送輕紗四端。

錢文端公（錢陳群のこと。以下、引用資料中の括弧内は著者注、庚午（乾隆十五年）に江西の試を典る。…藩司の彭公家屏に贈詩を索む。彭、方に劇務有り、幕中の客、數首を擬するも、公の意に稱わず。吏をして馬を飛ばし、蔣若生を請じ來らしむ。蔣、方に友と酒肆に飲み、戀として行くを肯んぜず。吏、敦促すること至再す、鞭を扶し、馬に上り、至る比には、則ち促召の使、已に四輩なり。…蔣、笑ひて曰く、某、公に此の急あるを知らざ

るなりと。筆を濡らし、立ちどころに一絶を題して云く、「榜頭題する處笑ひて眉を開き、六十年來、鬢は絲の如し。官燭兩行人第だ一、夜闌けて回憶す、孫を抱く時を」と。彭公、詩を得て狂喜し、また若生に酌し、輕紗四端を送る。

とある。このエピソードからも、彭家屏は、蔣士銓の詩才をとりわけ高く評價していたことが窺われる。

蔣士銓の生涯及び文學活動において、科擧の落第は重要なターニングポイントとなるのであるが、この時期の彼の境遇について、簡略に述べておきたい。蔣士銓は、乾隆十三年から乾隆十五年の作品中で自らを「恨人」や「傷心者」になぞらえ、その孤獨感や愁いの晴れない心情を吐露している。それは、彼の祖父は、蔣家に養子となるのだが、その後、養子先の家に實子が誕生したため、養子先から疎まれ、江西鉛山から南昌に移ることとなった。蔣士銓は、血縁共同體としての宗族關係が稀薄な家庭に生まれ、宗族からの十分な支援も得難かった。そのため、蔣士銓は、學問で出世の道を拓くことを願うのだが、科擧にも落第し、結果、強い不遇感を抱くようになったためと考えられる。こうして、失意の中にあつた蔣士銓にとって、自己の才能を認めてくれた彭家屏の存在は、彼の生涯を通じて頗る重要なものとなる。以來、蔣士銓は、彭家屏のみならず、彼の子息などとの交遊關係を深めた。例えば、『忠雅堂詩集』卷二に收められている、彭家屏の息子彭正之が河南に歸る際に送った「送彭正之歸夏邑」詩には、

五年文宴託師門 五年の文宴 師門に託し
 讀書彈棋若弟昆 讀書 彈棋 弟昆の若し
 今日情親厭嘲戲 今日の情親は嘲戲に厭くも
 他時一想一消魂 他時を一たび想へば 一たび消魂す

とあり、蔣士銓と彭正之の二人の親しい間柄が描かれている。また、乾隆十六年に彭家屏が雲南の官職に赴任する際、蔣士銓は、彭家屏に詩を贈っている。『忠雅堂詩集』卷三「送客河泊所紀事」詩には、

人生別易聚苦難 人生 別るるは易く 聚まるは苦だ難し
 波平風息愁明朝 波平らかにして 風息むも 明朝を愁う

とあるが、この客とは彭家屏を指し、蔣士銓が彭家屏との別離を惜しむ氣持が吐露されている。

以上、述べてきたように、蔣士銓は、乾隆十一年に彭家屏の知遇の恩を受け、その文才を高く評價され、彭一族との交遊關係を益々深めたのである。二人の親交はこの後も續くが、蔣士銓にとっては、この親交は大切なものであつたと思われる。それは、同時代の文人袁枚の「翰林院編修候補御史蔣公墓誌銘」に、

嘗至其家、見供兩木主。曰方伯彭公、曰督學金公。蓋君少時受知最深者。其敦師友之義、死生不易如此。

嘗て其の家に至れば、兩木主を供ふるを見る。曰く、方伯彭（家屏）公、曰く、督學金（檜門）公と。蓋し君の少き時、知を受くこと最も深き者なり。其の師友の義に敦くして、死生易はらざること此くの如し。

と述べられていることから窺い知ることができる。同時代の文人も、師の金檜門とともに、彭家屏の位牌を家内に祀っていることから、蔣士銓にとって彭家屏の存在が重要であつたと見ていたのである。文字獄によって自害を強いられた人物の位牌を祀るといふのは、ある意味ではきわめて危険なことであつたにちがいない。そこから、彭家屏を追慕してやまない蔣士銓の心情を酌み取ることができよう。

二 彭家屏の文字獄

彭家屏の文字獄は、乾隆二十二年、乾隆帝の南巡の際に、段昌緒が吳三桂の反清檄文案を私藏していたことの發覺が發端となった。乾隆帝は、南巡の際に、水害にあった地方に賑災するよう命じたが、河南巡撫圖勒炳阿が災害の實狀を隱蔽したため、賑災が行われなかった。彭家屏や河東河道總督張師載は、災害狀況を正確に報告したため、圖勒炳阿の隱蔽が發覺した。さらに乾隆帝の歸路、地方の生員らが賑災について乾隆帝に告訴し、調査の結果、その告訴は、夏邑の生員段昌緒等の指示で行われたことが判明した。その後、乾隆帝は、圖勒炳阿を免職に處した上でそのまま職務に當たるよう命じ、更に段昌緒が尋問に應じなかったため、段昌緒を捕らえて家宅を搜索したところ、叛將吳三桂の偽檄が發見されたのである。この偽檄は、段昌緒が本文中に下した評點が本朝を毀謗するものとして問題となり、乾隆帝に指彈された。更に、乾隆帝は、この偽檄は恐らく段昌緒が彭家屏の藏書から寫したものだとして、彭家屏の藏書の捜査を始めた。ところが、すでに彭家屏の息子彭正之が藏書を燒却しており、六月に「彭家屏本應斬決、但所藏之書、既經燒毀、罪疑惟輕、著從寬改爲應斬監候、秋後處決」（彭家屏はもと應斬立決であったが、所藏の書は既に燒却したため、罪を輕減しようと思ひ、寛大に處分するよう改めて應斬監候、秋以後に處決するように）と命じられ、息子の彭正之も藏書を燒却した罪を問われるも、彭家屏と同じく減刑されて執行を猶豫され、秋以後に處決するよう命じられた。その後、七月に圖勒炳阿から彭家屏の所持する「大彭統記」の族譜の内容は、「甚屬狂悖」との報告を受け、乾隆帝は、「大彭」は國號であり、また、族譜中に諱名を避けていな

蒋士銓の戯曲制作と文字獄

いため、多くの官を歴任した大官であるにもかかわらず、君主を蔑したと厳しく批判し、即刻自害を命じた。彭家屏の文字獄の結果、乾隆帝は、明末野史をすべて銷燬するよう命令を下した。

彭家屏は、段昌緒の所藏した吳三桂の偽檄との關連がないことが明白となりながらも、斷罪された。さらに、族譜の「大彭統記」の記載が乾隆帝により厳しく非難されてはいるが、乾隆帝の言う「大彭」とは古代傳説上の人物彭祖に由来するものであって、こじつけに近く、彭家屏の冤罪は明らかである。従って、彭家屏の文字獄は、河南巡撫の任にあった滿洲人圖勒炳阿との政治的軋轢が原因と考えられるが、それが彭家屏を死罪に追いやり、それ以降、明末野史への取り締まりが厳しく行われるという様に、理由不明のまま、士庶に恐怖を知らしめるために惹起されるという乾隆期の文字獄の特色が反映されていると思われる。

では、蒋士銓は、その彭一族の受難をどのように捉えていたのだろうか。蒋士銓には、事件前に彭一族について詠んだ詩があり、中には彭家屏の治績を稱えたものがある。たとえば、『忠雅堂詩集』卷三「豫章樂府詞十二首爲彭公作」の其七「辜坊獄」には、

辜坊大猾毒如虎 辜坊の大猾 毒は虎の如く
戕命剽攻莫能禦 戕命剽攻 能く禦ぐ莫し

奪人粟帛據人婦 人の粟帛を奪ひ 人の婦を據める
當街見之不敢怒 當街これを見るも 敢て怒らず

公爲中丞命吏捕 公 中丞と爲るに 吏に命じて捕えしむ
沙埠塘邊虎變鼠 沙埠塘の邊 虎は鼠に變ず

……
觀者堵牆爭起舞

當市誅之血汚土 此より吾が民 戸を閉ざさず

從此吾民不閉戸 何事ぞ郷村の男女

何事郷村男女 皆 公に向かひて拜せんと欲す

皆欲向公拜 城中において 已に辜隆恩を殺せばなり

城中已殺辜隆恩 公あり、彭家屏が民家を恐怖から守り、郷里の悪人辜坊(辜隆恩)を

取り除いてくれたため、ようやく安心して生活ができるようになった

と述べ、彭家屏が民家から信頼され、感謝されている様子が描かれて

いる。また、其八「周道謠」には、

摩肩擊轂歌蕩蕩 肩を摩し轂を撃ち 歌うこと蕩蕩たり

民咸安居土無曠 民は咸な安居し 土に曠無し

厥聲載路行者讓 厥の聲は路に載し 行く者は讓る

使民由之永弗忘 民をしてこれに由りて 永く忘れざらしむ

公平其政 公 其の政を平らかにせば

辟人亦樂哉 人を辟くるも 亦樂しきかな

季春不用司空來 司空の來たるを用ゐず

とある。ここでは、蔣士銓が『孟子』『離婁』下の「君子平其政、行

辟人可也」と、『呂氏春秋』『季春紀』の司空という典を引用し、彭家

屏の治理が大局の見識のもとに當を得たものであり、江西を離れはす

るが、これからも民衆の取り締まりをする司空がいなくてもよいほど、

皆安心して平穩な生活ができるという。やはり、民衆から愛され、尊

敬されている様子が詠われている。

以上に見てきたように、彭家屏は、賢良の官吏であり、江西の布政

使を勤めた際に、その郷里の人事を重視し民衆を治め、江西の民衆も
彼を高く評價し、思慕していたことがわかる。

しかし、乾隆二十二年の文字獄からの五年間、蔣士銓は、彭一族に

ついて多くを語っていない。その後、乾隆二十七年(一七六二)に北

京で彭家屏の子息等に會つた際の「感事述懷詩爲重光、觀光兩彭郎作

並示衣春冠同年」詩には、さすがに友人として、自然な感情の發露を

抑え難かつたのか、悲痛な思いが綴られている。

公把判事筆 公 判事の筆を把るや

疾掃分目綱 疾く掃して 目綱を分かつ

政舉人心和 政舉がりて 人心和す

豈唯庶事康 豈に唯だに 庶事康んずるのみならんや

江山氣色靜 江山 氣色靜かにして

草木生意長 草木 生意長ず

至今傳口碑 今に至るも 口碑に傳ふ

在昔垂甘棠 在昔 甘棠垂れたりと

とあるように、往時の彭家屏の徳政を今でも皆懐かしく思っているこ

とが述べられている。また、同詩に續けて、

豈知十年間 豈に知らん 十年の間

萬里成阻障 萬里 阻障を成すを

波濤鼓雷霆 波濤 雷霆を鼓し

宦海不可量 宦海は量るべからず

烟雲隔夢境 烟雲は夢境を隔て

雨雪霏愁鄉 雨雪は愁郷に霏たり

身代無由能 身代わらんとするも 能くするに由無く

驚慟唯自傷 驚慟し 唯だ自ら傷むのみ

巢覆卵幸完 巢覆るも 卵幸ひに完し

岡焚壁猶藏 岡焚ゆるも 壁猶ほ藏す

每從高洛人 毎に高洛の人に從ひ

可憐問訊詳 憐むべし 問訊すること詳らかなり

とあり、そのような徳政を行ったにもかかわらず、理不盡にも文字獄に見舞われたのであり、官界は恐るべき世界であるとして、自身悲しみにくれた様子を描いている。また、子息のことを案じ、彭氏の故郷である河南(高洛)の知人にその消息を尋ねたりするのである。そして、

願持一寸心 願わくは一寸の心を持し

積誠格穹蒼 積誠もて穹蒼に格り

聖世放囚詔 聖世に放囚の詔ありて

或慰緹縈望 或ひは緹縈の望を慰められんことを

語繁雜悽酸 語繁にして 悽酸を雜へ

痛定哀存亡 痛定まりて 存亡を哀れむ

墓門落何處 墓門 何れの處にか落ち

感歎懸滄桑 感歎 滄桑に懸かる

長歌誌弗諼 長歌して諼れざるを誌し

追憶空茫茫 追憶すれば空しく茫茫たり

上書陳苦情 上書して苦情を陳べ

會待開桁場 會かならずや桁場を開くを待たん

とあり、皇帝に彭家屏の息子の釋放を切に願う氣持ちを述べている。更に、乾隆三十八年(一七七三)に彭正之が死亡した際には、その心情を詩に託している。『忠雅堂詩集』卷二十一「哭彭正之」詩には、

蔣士銓の戯曲制作と文字獄

忽漫移吳會 忽漫として 吳會に移り

逡巡返宋州 逡巡して 宋州に返る

纒傳疏廣去 纒かに疏廣の去るを傳へ

驚說孔融收 驚きて孔融の收えらるるを説く

巢覆孤雛繫 巢は覆るも 孤雛繫り

堂傾乳燕留 堂は傾くも 乳燕留まる

當時貴公子 當時の貴公子

從此落宜罟 此より宜罟(牢獄のこと)に落つ

請室肩風雨 請室は風雨を肩し

羈棲十四年 羈棲すること十四年

錢塘送君去 錢塘 君の去るを送り

不敢祝長生 敢えて長生を祝はず

惡夢符凶問 惡夢 符凶を問(問)く

浮生大覺時 浮生 大覺の時

傷哉君竟死 傷ましいかな 君竟に死し

存者慟如斯 存する者 慟すること斯くの如し

科第憑兒命 科第 兒命に憑き

松楸傍父墳 松楸 父墳に傍る

生年四十五 生年四十五

言行我知聞 言行 我れ知聞せり

とあるように、彭一族が見舞われた文字獄への悲しみを述べる。彭正之は、文字獄との關連で書物を勝手に燒却したため、十四年間も牢獄に入れられた後に福建に流され、乾隆三十八年に四十五歳の若さで亡

蔣士銓の経歴と乾隆期の主な文字獄・禁書

乾隆	蔣士銓の経歴	年齢	乾隆期の主な文字獄・禁書
元年 (1736)		(12)	
11年 (1746)	江西布政使彭家屏の知遇を得る	(22)	
13年 (1748)	科擧に落第、父親死亡	(24)	
15年 (1750)	江西『南昌縣志』編纂に參與	(26)	「送彭正之歸夏邑」○
16年 (1751)	『一片石』制作	(27)	王肇基獻詩案。孫嘉淦偽稿案 「豫章樂府詞十二首爲彭公作」「送客河泊所紀事」○
17年 (1752)	禮部恩科試を受けるが落第	(28)	
19年 (1754)	『空谷香』制作	(30)	世臣詩黨案
20年 (1755)		(31)	胡中藻『堅磨生詩鈔』案。鄂昌「塞上吟」案 劉裕後『大江滂書』案。楊准震獻『霹靂神策』案
21年 (1756)		(32)	朱思藻『吊時語』案
22年 (1757)	會試に十三名で及第 庶吉士となる	(33)	段昌緒の吳三桂反清檄文案私藏發覺。彭家屏の私藏 明末野史案が全國野史の銷毀に發展。陳安兆著書案
23年 (1758)	官庶常となる	(34)	
24年 (1759)		(35)	沈大章私刻逆書案。鮑體權・屠雍若匿名字帖案
25年 (1760)	武英殿纂修官となる	(36)	
26年 (1761)		(37)	沈德潛編『國朝詩別裁集』に錢謙益の詩を採録したことで、乾隆帝の怒りに觸れる 閻大舖『俚俱集』案。余騰蛟・余鈞明詩詞譏訕案
27年 (1762)	順天郷試に同考官となる	(38)	「感事述懷爲重光、觀光兩影郎作並立衣春暉同年」○
28年 (1763)		(39)	
29年 (1764)	辭官し歸省	(40)	林時元投呈字帖案
30年 (1765)		(41)	
31年 (1766)		(42)	
32年 (1767)		(43)	蔡顯『閑漁閑閑錄』案。齊周華詩文案
33年 (1768)		(44)	錢謙益『初學集』を査禁。李紱詩文案
34年 (1769)		(45)	錢謙益の著述を銷毀 (33~35年)
35年 (1770)		(46)	
36年 (1771)	『桂林霜』制作	(47)	
37年 (1772)	『四絃秋』制作	(48)	
38年 (1773)		(49)	—四庫全書開館—「哭彭正之」○
39年 (1774)	『雪中人』『香祖樓』『臨川夢』制作	(50)	「乾隆禁書」始まる。明末清初の野史を禁書とする 屈大均詩文案
40年 (1775)	母親死亡	(51)	『堅磨生詩鈔』案。澹歸和尚『遍行堂集』案
41年 (1776)	『第二碑』制作	(52)	勝朝殉節諸臣に謚を追贈する。『貳臣傳』作成を命じる
42年 (1777)		(53)	王錫侯『字貫』案
43年 (1778)		(54)	二月、『貳臣傳』を甲乙二編に分けるよう命じる 徐述夔『一柱樓詩』案。十一件の文字獄起こる
44年 (1779)		(55)	地方志に違碍あれば銷毀を命じる。十件の文字獄起こる
45年 (1780)		(56)	演劇の曲本を査禁。載移孝・載見案。六件の文字獄起こる
46年 (1781)	國史館纂修官となる。『冬青樹』 『廬山會』『采樵圖』『采石磯』制作	(57)	尹嘉銓『名臣言行錄』案など六件の文字獄起こる
47年 (1782)		(58)	卓長齡『憶鳴詩集』案など五件の文字獄起こる
48年 (1783)	辭官し南昌に歸る	(59)	五件の文字獄起こる
49年 (1784)		(60)	
50年 (1785)	死亡	(61)	
⋮			
58年 (1793)			乾隆禁書終わる

※注：乾隆期の文字獄・禁書は、主に岡本さえ『清代禁書の研究』第一部第三章第三節表2
葉高樹『清朝前期の文化政策』（臺北稻鄉出版社、2002年）第四章、254-268頁をもとに作成
○印は蔣士銓が彭氏について本稿で引用した詩を詠んだ時期を示し、直前の括弧内に詩名を示した

くなつた。蔣士銓は、當時四十九歳であり、二人は年齢も近く、仲がよかつたので、その訃報を聞いてこの詩を作成したのである。詩には、彭正之の慘憺たる境遇への歎きが表れ、悲しみを隠しきれない氣持ちが縷々吐露されている。以上の様に、蔣士銓は、彭一族の受難に堪え難い悲痛感を抱いていたことが窺われる。

ところが、これ以後、蔣士銓が彭家屏のことを詠んだ詩は存在しない。これは何故であろうか。それについて疑問に思われる點がある。まずは、先述の様に、蔣士銓と彭家屏との交遊關係が深かつたことは明確なのではあるが、文字獄以後の彼の作品中では、乾隆二十七年から彭正之が亡くなる乾隆三十八年までの十一年間、蔣士銓は、彭一族について全く語っていない。また、三十八年には、「哭彭正之」詩を詠んだが、その後、彭一族についての記述は見當たらぬ。さらに、蔣士銓が乾隆四十六年から四十八年にかけて彼の生涯に交遊を結んだ人々を懐しんで詠んだ「懷人詩」と題する作品群の中では、全く彭家屏のことに觸れていない。先に袁枚の墓誌銘に見た二人の仲から考えれば、右の事柄は、不自然なことであると言わざるを得ない。筆者は、その理由を考察するには、乾隆期における文人統制策を抜きにしては語ることができないと考える。よって、蔣士銓の簡略な年表及び文人統制の實態を表にまとめ、それについての考察を行いたい。

前掲の表にあるように、當該時期は、

- ①乾隆三十三年から三十五年までの錢謙益の詩文集の銷毀
- ②乾隆三十九年からの十九年間にわたる「乾隆禁書」
- ③乾隆四十・四十一年に盛んに行われた文字獄と禁書
- ④乾隆四十二年以降七年間の五十回以上の文字獄と禁書

蔣士銓の戯曲制作と文字獄

という状況にあったことがわかる。乾隆期の文字獄は、前期（乾隆元年（乾隆二十年）・中期（乾隆二十一年（乾隆四十年）・後期（乾隆四十一年（乾隆六十年）に分けられ、前期においては、乾隆帝は、先帝雍正帝の嚴治からの緩和政策をとり、大きな筆禍事件は見られなかつた。しかし、中期に入ると、乾隆二十年の胡中藻事件以降、乾隆期の文人統制が次第に嚴しさを帯びる様になつた。彭家屏の文字獄は、まさにこの時期に起こつたものであつた。また、乾隆二十六年には、乾隆帝の重臣沈德潛が『國朝詩別裁集』に錢謙益の詩を採録したことで乾隆帝の怒りに觸れている。さらに、乾隆四十年代に入ると、文字獄と禁書の取り締まりがますます嚴しくなつてきた。一例をあげれば、先の沈德潛は、乾隆三十四年に死亡していたが、乾隆四十三年の徐述夔の『一柱樓詩』案に關わり、生前の榮譽をすべて剝奪の上、彼の墓石も毀たれるに至つた。このように、當時の文字獄は、死者に對しても處分が及ぶほど、徐々に規制が嚴しくなる傾向にあつた。乾隆期の文人統制の性質について、井上進氏は、文人達が政權に對して「恐れを抱く」ことを目的として行われたと論じている。まさに、彭氏が理由不明のまま死罪に處され、表中に見られる様に、文字獄の發生件數に偏りが看取されるのは、乾隆期の文字獄が政策的に行なわれていたことを明示していると考えられる。蔣士銓は、乾隆三十八年に「哭彭正之」詩を詠んだが、翌年の三十九年八月から「禁書」が始まり、これ以降、文人統制は、一層嚴しくなつたのである。

乾隆期における文字獄は、文人に絕對服従を要求し、以て究極に至つたとされる。こうした統制政策に對し、當時の文人は、政治的發言や文字獄に抵觸しそうな字句を豫め避け、史學・經學においても、古籍の校勘に専念し、現實逃避の傾向が強くなるなど、自分の意見を世に

表す氣概をなくしていったのである。

こうした政治状況の中で、蔣士銓が文字獄と關わった人物に言及することは、蓋し容易ではなかったであろう。先掲の引用資料中に見える蔣士銓「送客河泊所紀事」の詩名にもそうした傾向が見られる。詩名の「客」は、彭家屏を指すのであるが、蔣士銓は、彭家屏の名前を明確に記さずに、客と稱していること、さらに、晩年の乾隆四十六年の「懷人詩」において、蔣士銓が彭家屏を取り上げなかったことの理由が右の考察によって明らかになる。こういった状況の中で、蔣士銓が彭家屏のことを詩に詠まなかつたのは、厳しい思想的彈壓から身を守るためであったことは想像に難くない。

この彭家屏の失脚は、蔣士銓にとって精神的支柱の喪失を意味した。そうした状況の中で蔣士銓が撰した『第二碑』は、婁妃の忠を顯彰しながら、恩人彭家屏を回顧したものであった。それについては、次節で検討したい。

三 『第二碑』に見られる彭家屏の描寫

蔣士銓は、『一片石』の制作から二十五年の歳月を経た乾隆四十一年（一七七六・五十二歳）、『第二碑』を制作した。作品は六齣からなり、婁妃の「忠貞」が賞賛されている。その梗概は、「乾隆十六年、布政使彭家屏は、婁妃の石碑を立てて顯彰を行なつた。彭家屏が雲南に轉職した後、墓は十分に整備されないまま二十五年の歳月を経た。阮龍光という青年は、婁妃の話聞き、當時の布政使吳翥堂に婁妃の墓の再補修を勧め、整備が行なわれた」というものである。主要登場人物は、生役の季公は吳翥堂、小生役の阮劍彩は阮龍光、旦役は婁妃、末役の薛天目は蔣士銓である。今、各齣の大綱を示せば、次の通りで

ある。

一齣「唐韻」：阮劍彩が薛天目の書いた婁妃の題詩を詠み、墓碑を建造した二十五年前のことを聞き、詩を作る。

二齣「留香」：上帝は婁妃の忠貞に感じ、特に香爐を授け、穢れを祓わせる。

三齣「上塚」：新建令の伍行先が阮劍彩の話聞いて婁妃の墓を尋ね、墓の附近の住民を移住させ、墓を修繕する。

四齣「尋詩」：薛天目が二十五年前のことを回想している際、阮劍彩と會い、一緒に婁妃の墓参りに行く。

五齣「題坊」：新建令伍行先が婁妃の墓を修繕し、祭禮を行う。

六齣「書表」：婁妃が墓の補修について、錢公や季公に感謝の意を表す。

ところで、作品中では婁妃の「忠貞」の行動が賞賛されているが、また一方では、「錢公」という人物が追憶される場面が多く描かれている。この錢公の登場には、一體どのような意味があるのであろうか。以下、これについて論述したい。

まず、第一齣「唐韻」では、主人公の阮劍彩が二十五年前に書かれた題詩について尋ねると、庶民から、昔錢爺がここに婁妃の石碑を立てたことを知らされる。

(丑) 只聽得作了這詩不多幾日、便有布政司錢爺、在我這下面隆興觀塘訪出一個婁妃古墓、立了一塊碑、自去祭奠。

(丑) 聞くところによると、この詩ができて聞もなく、布政司の錢爺が、この隆興觀塘で婁妃の古墓を見つけ、そして、一基の石碑を立てて、自ら祭祀を行なつたそうです。

更にそれを聞いた阮劍彩が、

請問、賢妃之墓因何荒廢、方伯錢公又作何培護。

お尋ねしますが、賢妃の墓はどうして荒れ果て、方伯の錢公はま
たどのような修復をしたのでしょうか。

と述べ、妻妃の墓が湮滅した理由と、錢公がどのように修復をしたの
かについて尋ねる場面が描寫されている。すると、庶民は、

嘆錢公一去、高義難又、當日錢公移藩倉卒、只立一碑表識而去。

嘆かわしいことですが、錢公が去られてからは、高義あるお役人
はまたとは得難いのです。當時錢公は轉任の準備に慌ただしく、
ただ一基の石碑を立てて標識するのみで、去っていかれました。

と答える。錢公は、當時雲南に赴任する直前の慌ただしい状況にもか
かわらず、石碑を立てて妻妃を顯彰した。庶民たちは、錢公のような
「高義」を持つ地方官に二度も出會うのは難かしいと嘆いている。ま
た、第三齣「上塚」では、

你看錢公這片舊碑、已被風雨剝蝕至此。字分明、古意誰能會、當
年共此情。

ご覧なさい、錢公が立てたこの古い石碑は、すでに風雨によって、
こんなに破損してしまつた。字ははっきりしていても、當時皆協
力して情を分かち合つた、その古意を誰が知ろうか。

とあるように、錢公が去つてから、彼の心情も共に忘れ去られてしまつ
たことを嘆いている。さらに、

及布政司錢爺來此立碑、始知是妻妃舊墓。

布政司の錢爺がここに来て石碑を立ててから、初めてこれが妻妃
の舊墓であつたことが分かりました。

と、錢公のおかげで、ようやくここが妻妃の墓であつたことが皆に知
られたと述べている。これらの描寫では、庶民の口を通して、錢公が

風教事業に勤めた様子がくりかえし語られ、また、このような賢良の
官吏は、滅多にいないという評價を詠い、庶民の間でその名聲が高い
ことが示されている。さらに、第四齣「尋詩」では、末役の蔣士銓自
身は、

雖然有妻氏家存、還只怕錢公碑倒。

妻氏の子孫はいるのだが、ただ心配するのは、錢公が建てた石碑
が倒れることである。

と、妻氏の子孫はまだいるが、心配するのは、やはり錢公が當時建て
た石碑はどうなつたかとのことであると詠つた。また、「向來錢公委
他訪墓」(以前に錢公が彼に墓を尋ねるよう命じた)と、二十五年前
に妻妃の墓を尋ねた人に出會えて、錢公が部下に墓を探すよう命じた
ことも回顧して描かれる。

さらに、第二齣「留香」では、

(旦) 經前墓、自傷懷、嘆滇池官去人難再。

(旦・妻妃) 前の墓を通り過ぎては、自ら傷懷し、滇池の官(雲
南に赴任した官)が去つてからは、こんなにすばらしい人はもう
いないと嘆く。

と、主人公の妻妃が登場する際にも、「嘆滇池官去人難再」と詠い、
錢公に感謝の氣持を表現しているのである。更に、クライマックスの
第六齣「書表」にも、再び妻妃が登場し、次のように詠っている。

(旦) 小神貞妃妻氏、昔蒙錢公表復遺邱。

(旦・妻妃) 小神は貞妃妻氏です。以前、錢公に遺邱を修復して
いただきました。

とある。これらの描寫では、妻妃が自ら錢公にしきりに感謝の意を表
す場面が描かれている。

このように、蔣士銓は、主人公の旦や生に屢々昔の地方官の錢公のことを偲ばせている。更に、第五齣「題坊」では、「等出個老錢公將墳上」（老錢公は墳墓に參るのを待ち望んだ）と述べ、ようやく墓の修復を行なう人物が現れたと、たびたび當時の風教と關わるこの墓の修復のことで、錢公のことを稱贊するのである。

以上のように、作品中では、錢公を回顧する場面が殆ど毎齣に描かれ、錢公が手厚く婁妃の墓を整備した治績を稱えている。この錢公は、實は彭家屏をモデルにしたものであった。それについて、蔣士銓の『第二碑』自序には、

婁妃墓在新建、上饒兩倉間、埋沒貧家窰側有年矣。乾隆辛未春、予訪得之、告青原方伯、時移藩滇南、且戒裝、不得廓清塋域、僅立碑表識而去。

婁妃の墓は新建・上饒兩倉の間に在り、貧家の窰側に埋没すること有り。乾隆辛未の春、予訪ねて之を得、青原方伯に告ぐるも、時に藩を滇南に移し、且つ戒裝し、塋域を廓清するを得ず、僅に碑を立て、表識するのみにして去る。

とあり、彭家屏が婁妃の墓を視察し、石碑を立てて顯彰を行ない、雲南へと轉任したことを述べているのである。

さらに、當時の觀客は、『第二碑』についてどう見ていたのであらうか。これについて、同時代の文人が寄せた序文や題詞を、以下に見てみよう。

まずは、王均の『第二碑』序文に、

茲『第二碑』傳奇、以方伯擬向日之錢公。

茲の『第二碑』傳奇は、方伯を以て向日の錢公に擬う。

とあり、王均は、『第二碑』を閲讀し、蔣士銓が『第二碑』を通して、

彭家屏を追慕しようとする強い意圖があつたと考えていたことが窺われる。また、吳翥堂の題詞には、

題碑敢謂繼青原 碑に題して 敢て謂へらく青原を繼ぐと

扶植人倫事可存 人倫を扶植し 事 存すべし

とあり、彭家屏を繼いで教化人倫の事業に携わること、光榮に思っていること述べられている。また、張廉船の題詞には、

廿載流光劇指彈 廿載の流光 劇に指彈し

滇南人去海生瀾 滇南の人去りて 海 瀾を生ず

とあり、二十五年前に婁妃を顯彰し、その後、乾隆二十二年の文字獄から約二十年間がまたたく間に過ぎさつてしまい、文字獄という波亂に見舞われた彭家屏のことを慨嘆していると感じていたことがわかる。そして、于定庵の題詞には、

山脚時爲老彭哀 山脚 時に老彭のために哀しむ

天遣風流小阮來 天 風流の小阮を遣り來らしむ

とあることから、蔣士銓（山脚）が彭家屏のことを悲しんでいる心情を讀み取っている。さらに、程嶸『第二碑』題後詞「蘭陵王」には、

思前次方伯去時 思うに前次（彭）方伯の去る時

但志賢妃壑斯處 但だ賢妃の斯處に壑めらるるを志す

といい、婁妃の墓の修復の内容を述べながらも、實は彭家屏を追慕している指摘されている。ここからも、當時の文人が、蔣士銓にはこの『第二碑』を通して、彭家屏を回顧しようとする意圖があると認識していたことがわかる。

では、蔣士銓が作品を通して彭家屏を回顧することには、どのような意味があるのだろうか。先にも述べたように、彭家屏の存在は、蔣士銓の生涯において重要なものであり、彭家屏の失脚は、蔣士銓にとつ

て精神的支柱の喪失を意味した。さらに、蔣士銓は、乾隆十六年（一七五一）に『一片石』を制作したが、それは江西布政使に在任していた彭家屏を中心に、江西省の文人らが行なった婁妃の墓の整備とその建碑を、作品を通して世に顯すためであった。²⁰そして、二十五年を経た乾隆四十一年に、彼は『第二碑』を作成した。『第二碑』は、「後一片石」ともいわれるように、『一片石』と同じ題材を扱い、作品中に彭家屏をモデルとした錢公を再び詠んだことは、上述の通りである。そうしたことから、彭正之の死を以て彭一族の受難に再び悲痛感を抱いた蔣士銓が、この時期に『第二碑』を通して彭家屏を強く追慕していたことがわかる。

『第二碑』に描かれた「錢公」は、前引の蔣士銓『忠雅堂詩集』卷三「豫章樂府詞十二首」に描かれた彭家屏の姿と重なるものである。そこには、任官時に、風教事業に大いに力を致したことは、彭家屏の大きな治績であると賞賛し、庶民に愛され、地方官として忠誠心を盡くし、職務に勵んだ人物であると描寫されているが、にもかかわらず、文字獄に抵觸し、最終的に冤罪で自害を強いられることになった。そうした統治政策により知己を奪われた深い憤りから、蔣士銓は、『第二碑』を通して彭家屏を追慕し、彼の報われなかった境遇を嘆いたのであった。

以上を要するに、先述の乾隆三十八年に彭正之がなくなった際に詠んだ「哭彭正之」詩は、蔣士銓の彭一族に對する永年の斷腸の思いを述べたものであるが、しかし、それにおいても、なお十分に自分の思いを表現するには限界があった。彭家屏に對する鎮魂の書として自害から約二十年を経て、蔣士銓は、『第二碑』を著わすことで、彭家屏を追慕する精一杯の氣持ちをこの戯曲に託したのである。

しかし、ここで疑問として残るのは、何故、これほど作品中に彭家屏のことを詠んだにもかかわらず、蔣士銓が當時の厳しい文人統制から免れることができたのであろうかという点である。乾隆三十九年に四庫全書開館に伴い、「乾隆禁書」が始まった。また、乾隆四十二年（一七七七）になると、禁書の捜査は、戯曲に及ぶに至った。李斗『揚州畫舫錄』卷五には、次のように記録されている。

乾隆丁酉、巡撫御史伊齡阿、奉旨於揚州設局、修改曲劇、歷經圖思阿、竝伊公兩任、凡四年事竣。

乾隆丁酉（乾隆四十二年）、巡撫御史伊齡阿は旨を奉じて揚州において局を設け、曲劇を修改し、圖思阿、竝びに伊公の兩任を歴經し、凡そ四年にして事竣る。

とある。これによると、乾隆帝は、戯曲の中心地である揚州に部局を設け、戯曲の改編を命じており、この時期に至り、爲政者の戯曲に對する警戒が強くなったことがわかる。

そして、乾隆四十五年（一七八〇）十一月に軍機大臣へ上諭を下し、戯曲の原本を改變するよう命じた。

如明季國初之事、有關涉本朝字句、自當一體飭查。至南宋與金朝關涉詞曲、外間劇本、往往有扮演過當、以致失實者。流傳久遠、無識之徒、或至轉以劇本爲眞。殊有關係、亦當一體飭查。此等劇本、大約聚於蘇揚等處、著傳諭伊齡阿・全德、留心查察、有應刪改及抽徹者、務爲斟酌妥辦。竝將查出原本暨刪改抽徹之篇、一併黏籤解京呈覽。

如し明季國初の事、本朝に關涉せる字句有らば、自ら當に一體に飭查すべし。南宋と金朝とに關涉せる詞曲、外間の劇本に至っては、往々として扮演當を過ぎ、以て實を失ふを致す者あり。流傳

久遠なれば、無識の徒、或ひは轉た劇本を以て眞と爲すに至らん。殊に關係有るは、亦た當に一體に飭査すべし。此等の劇本は、大約蘇・揚等の處に聚め、著して諭を伊齡阿・全德に傳え、留心査察し、應に刪改及び抽撤すべき者有らば、務めて斟酌妥辦を爲さん。並びに査出せる原本暨び刪改・抽撤の篇を將て、一併黏籤して京に解し、覽に呈せん。

とある。岡本さえ氏が指摘されるように、この時期になると戯曲の語句や脚本に對しても、民族意識の調査が及び、乾隆禁書が周到な計畫のもとに行なわれた。こうした戯曲にまで及ぶ禁書の風潮の中で、江西巡撫郝碩は、江西省における戯曲捜査の状況を報告している。それは、『紅門寺』は當時の時事を演じ、『乾坤鞘』は宋金時代のことを演じているため、いずれも上演を禁じるべきで、『全家福』には「違礙」の所があるため、銷燬すべきだと内容であった。また、乾隆四十三年には、江寧布政使が『違礙書籍目錄』を刊行し、楊忠裕『奇服齋傳奇』・徐文長『四聲猿』・海來道人『鴛鴦繡傳奇』・清笑生『十種傳奇』・金堡『偏行堂傳奇』・徐述夔『五色石傳奇』・三吳居士『廣爰書傳奇』・方城培『雙泉記傳奇』など八種の戯曲を禁止した。これより以後、戯曲に對する統制が一層強められていったのである。

乾隆期の政治状況下で、文字獄と關連のある人物を描けば、身を危険にさらす可能性があった。それは、『第二碑』に寄せた王均の序文やその他の多くの題詞を見れば、姓名を言わず方伯・錢公・滇南人などと呼んでいることからわかるように、これらの詩文を撰した人達が皆、この程度ならば、文字獄には抵觸しないと考えていたからこそ、書き添えたのであろう。蔣士銓の戯曲作品が禁書の對象とならなかつた理由としては、『第二碑』の制作時期が乾隆四十一年という、禁書

の對象が戯曲にまで及ぶ直前であったことが考えられる。さらに、乾隆四十年代の厳しい規制の中で、乾隆帝は、「忠臣贊美」「貳臣批判」という道徳規範を提示した。安部健夫氏によれば、清初の順治・康熙時代は、父子の倫理を重視したのだが、雍正時代になると、「忠義」とは單なる臣僚道徳ではなく、孝行以上に重要な徳目として位置づけられるようになった。要するに、雍正乾隆時代においては、君臣關係の絶對化がはかられ、官僚には忠誠が要求されたのであった。乾隆四十一年に乾隆帝は、明代に殉死した忠臣に諡を追贈したが、蔣士銓は、「忠義」を鼓吹する政治氣風に乗じて、『第二碑』で婁妃の「忠」を褒め稱えながら、當該時期における文字獄の許容範圍内で、身の危険を顧慮しつつ彭家屏のことをも回顧したと思われるのである。

ところで、『四庫全書提要』に戯曲作品が記録されなかつたことにも現われているように、中國文學史上において、正統文學としての詩・文に對して、戯曲は、通俗文藝（非正統的な文藝）と見なされてきた。先述のように、蔣士銓の詩作品「送客河泊所紀事」の詩題には、彭家屏の名は出さずに、彼を「客」と稱し、また、「懷人詩」には、全く彭家屏のことを記載しなかつたのだが、それは、文字獄と關連する人物に抵觸することを恐れ、詩・文にそれらを記述することを憚つたためであった。しかし、それとは對照的に、『第二碑』において蔣士銓は、彭家屏の報われなかつた境遇への同情や感慨を吐露し、渾身の力を以て彭家屏を追慕する強い意志を表明していることは論證してきた通りである。

作品中には、厳しい文人統制への氣配りも見受けられる。しかし、『第二碑』の彭家屏についての描寫は、通俗文藝の位置におかれた戯曲や小説においては、いまだ厳しい統制が及んでいなかったために可

能であったのである。さらに、人物や場面が架空に設定される場合が多いため、處分の判断が下し難く、揚州に部局を設置し、その判断の基準が設けられる以前の政治状況にあったことなどから、蔣士銓は、戯曲を借りて自己の心情を意のままに表現しえたと言えよう。つまり、文字獄や禁書などによって、文人に対する抑圧が強化された乾隆時代に、文人が詩・文を借りて發言することは憚られたが、蔣士銓は、それを戯曲に求めたのである。

蔣士銓は、『第二碑』の制作を通して、作品中で彭家屏を追慕する眞の心情を表現しようとした。これは、文字獄や禁書といった文化政策によって、それに抵觸するような描寫が詩・文においては避けられたが、戯曲においては、いまだ眞摯な感情を表すことができる場として、文人たちに認識されていたからだと考えられる。しかし、乾隆四十二年になると、禁書が戯曲にまで及んだので、蔣士銓は、それ以降、彭氏についての作品を作ることはなかったのである。

おわりに

本稿は、彭家屏との交遊及び乾隆期における文字獄を通して、中國文學史上における蔣士銓の戯曲制作の意義を考察した。

文字獄による彭家屏の斷罪は、蔣士銓にとって精神的支柱の喪失を意味した。蔣士銓は、彭一族に追悼の念を抱くが、明らかに表明できず、詩・文にも明確には書けない状況の中で、通俗文藝としていまだ統制の及んでいなかった戯曲において、彭家屏に対する鎮魂の書として『第二碑』を制作し、彭家屏を深く回顧しつつ、彼の治績を顯彰したのであった。そして、統制が戯曲にまで及んだ乾隆四十二年以降、蔣士銓が再び彭一族について觸れることは、二度とはなかったの

であった。乾隆期の文人統制が戯曲にまでその範圍を擴大するにつれ、文人の表現の配慮が戯曲に及ぶ状況を窺うことができよう。

清代文學史上における蔣士銓の像としては、勸善懲惡・「忠義」思想を鼓吹する文人としての側面が強調されるのが通例であった。しかし、本稿で考察したように、その作風は、乾隆期における文化政策に對する憤懣を根底に持ちながらも、それに配慮しつつ、自己の抱く感情を發露するというものであった。そうした蔣士銓の戯曲制作は、統制という束縛の中で、自己の心情を極限まで吐露し表明しようとするものであり、乾隆期の戯曲に最後の息吹をもたらすものであった。そのことによって、蔣士銓は、乾隆期を代表する劇作家と位置づけられるに至ったと考えられる。

注

- (1) 清代戯曲史研究については、田仲一成『中國演劇史』（東京大學出版會、一九九八年）、丘慧瑩『乾隆時期戯曲活動研究』（文津出版社、二〇〇〇年）、根ヶ山徹『明清戯曲演劇史論序説』（創文社、二〇〇一年）、陸粵庭『崑劇演出史稿「修訂本」』（國家出版社、二〇〇二年）を参照。
- (2) 岡本さえ『清代禁書の研究』（東京大學出版會、一九九六年）。
- (3) 注(1) 陸粵庭著作第四章、二六四頁。
- (4) 近年における蔣士銓研究の成果として、熊澄宇『蔣士銓劇作研究』（中國戯曲出版社、一九八八年）、王健生『蔣心餘研究』（學生書局、一九九六年）、簡有儀『蔣士銓及其詩文研究』（洪葉文化事業有限公司、二〇〇二年）を参照。
- (5) 同右、熊澄宇著作第四章、八二頁。
- (6) 彭家屏については、『清史稿』卷三三八の本傳、ならびに光緒『江西通志』卷一二八を参照。

- (7) 『忠雅堂集校箋』附錄一。尙、本稿で使用した蔣士銓詩文集の底本は、『忠雅堂集校箋』(上海古籍出版社、一九九三年)、戯曲の底本は、『蔣士銓戯曲集』(中華書局、一九九三年)である。
- (8) 拙稿「蔣士銓の戯曲作品における妻妃像」(『中國文學論集』第三十二號、九州大學中國文學會、二〇〇三年)を参照。
- (9) 『小倉山房續文集』卷二十五(江蘇古籍出版社、一九九三年)。
- (10) 彭家屏の文字獄については、郭成康・林鐵均「彭家屏收藏明末野史案」(『清朝文字獄』群衆出版社、一九九〇年)、劉耿生「乾隆二十二年南巡史料」研究」(『揚州研究』聯經出版社、一九九六年、六三七―六八二頁)を参照。
- (11) 『忠雅堂詩集』卷九。
- (12) 『忠雅堂詩集』卷二十五には、「懷人詩」四十八首、「後懷人詩」十九首、「續懷人詩」十九首(以上三種は乾隆四十六年作)があり、また、卷二十六には、「後續懷人詩」十八首(乾隆四十八年作)がある。
- (13) 井上進「樸學の背景」(『東方學報』(京都)』第六十四冊、一九九二年)を参照。
- (14) 岡本さえ「近代への道―遠い迂回路」(『清代禁書の研究』第四部第三章第二節)を参照。
- (15) 注(13) 井上論文を参照。
- (16) 同右。
- (17) 岡本さえ「學問の變質」(『清代禁書の研究』第四部第二章第一節)を参照。
- (18) 注(8) 拙稿を参照。
- (19) 『第二碑』序(『蔣士銓戯曲集』所收)。
- (20) 拙稿「蔣士銓『一片石』の成立過程について―清代士人の地方教化活動の側面―」(『中國文學論集』第三十號、九州大學中國文學會、二〇〇一年)、ならびに注(8) 拙稿を参照。
- (21) 李斗「揚州畫舫錄」卷五(中華書局、一九九七年)。
- (22) 『大清高宗純皇帝實錄』卷一一一八、乾隆四十五年十一月乙酉の條。
- (23) 岡本さえ「清代社會の特色と近代への道」(『清代禁書の研究』第四部第三章、五五二―五五三頁)を参照。
- (24) 「查辦戲劇違礙字句案部碩摺」(北京故宮博物院文獻館編『史料旬刊』第二期、一九三二年)。
- (25) 王曉傳輯「元明清三代禁毀小説戯曲史料」(北京作家出版社、一九五八年)を参照。ただし、根ヶ山徹氏は、「清代における『牡丹亭還魂記』(前掲注(1) 論著所收、第八章)において、民衆における戯曲の受容という立場から、當該時期における戯曲の隆盛について分析を加えられ、度重なる政治的禁令にもかかわらず、戯曲が大いに發展し、庶民の生活の場に根付いていったことを論證されている。文化政策が文人の活動に與えた影響と、その庶民との關わりについては、今後の課題としたい。
- (26) 安部健夫「清朝と華夷思想」(『清代史の研究』創文社、一九八一年)を参照。